

令和8年度に実施する「遠足」企画提案公募のお知らせ

「令和8年度愛知県立春日井南高等学校遠足企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおりに、企画提案を公募します。

募集要領

1 選定方法

随意契約（企画競争（プロポーザル方式））

企画競争の審査は、行事検討委員会で行う。審査は、提出された企画提案書による書面審査とする。

2 委託業務内容

(1) 業務名

令和8年度遠足に係る立案・斡旋業務

(2) 契約期間

契約締結日から遠足実施日まで

(3) 業務内容

遠足は、学年ごとに実施する。ただし、実施日は同一日とする。

ア 実施日時

令和8年4月22日（水）もしくは令和8年4月28日（火）

午前8時30分から午後4時まで（標準時間）

イ 費用

一人当たり8,000円（税・諸費用込み）を上限とする。

ウ 行先

(ア) 1年

学年全員が一度にバーベキューが実施できる施設

(イ) 2年

生徒が公共交通機関を利用して集合可能な文化的・歴史的施設や町並みで、班別により散策・見学が可能な場所

(ウ) 3年

テーマパーク

なお、令和7年度の遠足については、次のとおり。

1年 南知多グリーンバレイ、2年 ジブリパーク、3年 ナガシマスパーランド

エ 交通手段

(ア) 1・3年

貸し切りバス

1学級1台を確保すること（1学級、最大47名（引率教員を含む））。なお、バスガイドは不要とする。

また、配車について本校校内に午前8時以降とし、近隣の交通渋滞緩和に厳に努めること。

(イ) 2年

公共交通機関

ただし、勝川駅を起点として集合場所までの移動時間を1時間30分まで（乗り換え・徒歩での移動分を含む）とする。

オ 生徒・引率教員数

各学年とも生徒 360 名、引率教員 18 名を標準とする。

カ 昼食

(ア) 1 年はバーベキューとし、雨天でも実施可能な施設であること。

(イ) 2、3 年については、自由食とする。ただし、弁当が食べられる無料の休憩施設があること。

キ 費用積算

(ア) 高速道路及び有料駐車場を利用する場合は、これに係る費用を計上すること。

(イ) 遠足に係る傷害保険料を計上すること。

(ウ) その他、遠足実施に係る費用を計上すること。

(エ) 費用について、生徒と引率教員を分けて算出すること。

(オ) 消費税等税率が変更になった場合の取扱いについて明記すること。

ク その他

本部連絡用の携帯電話を各学年 1 台用意すること。

3 企画提案参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものに該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出期限において、愛知県競争入札参加資格者名簿（令和 6・7 年度）の大分類「3. 役務の提供等」のうち中分類「旅客業」のうち小分類「旅行」に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書提出期限において、愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 当企画提案募集の開始日から企画提案書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (6) 金融機関の取引が停止されているなど、経営不振の状況にないこと。
- (7) 過去 5 年間に愛知県立学校が実施する遠足の企画・立案・実施に関わった実績があること

4 企画提案書の作成内容・提出等

企画提案書は、1 事業者 1 提案（3 学年を包括したもの）とし、募集要項に基づき、次により提出すること。

(1) 企画提案書の形式

A 4（縦横を問わない）、横書きとし、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部とする。

(3) 企画提案書の提出受付期間

令和 7 年 7 月 11 日（金）までの閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(4) 提出先

愛知県立春日井南高等学校（担当 川端）

〒486 - 0918 春日井市如意申町三丁目 5 番地の 1

電話 0568 - 32 - 7688

F A X 0568 - 33 - 9627

上記提出先への持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は提出期限必着とする。

5 本委託業務及び企画提案に関する質問

(1) 受付期間

令和7年6月30日(月) 正午まで

(2) 提出方法

質問事項を任意の形式で作成し、電子メール又はFAXにて送付すること。
件名を【遠足】事業者名(略称可)とすること。

(3) 提出先

アドレス kasugaiminami-ko@pref.aichi.lg.jp

FAX 0568-33-9627

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめた上で、令和7年7月4日(金)を目処に本校ホームページに掲載する。

(5) その他

受付期間経過後の質問、参加資格を有しない事業者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

6 審査結果等の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案参加事業者に対し書面で審査結果を通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、行事検討委員会是非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

7 契約

本件企画競争による委託事業者の選定については、最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

8 その他

(1) 守秘義務

本件において、学校から提供を受けた文書及び知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。

(2) 経費の負担

本企画提案に係る一切の費用は、企画提案参加事業者の負担とする。

(3) 提出書類

本企画提案に際し提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提出された書類は、最優秀企画提案の選定の用途以外には利用しない。
ただし、情報公開請求があった場合は別途協議する。

(4) 失格

以下の項目に該当した企画提案参加事業者は、失格とし、その旨を書面で通知するものとする。

ア 虚偽の記載や、他の企画提案参加事業者の妨害、他人の提案の代理をするなどの不正行為があったと認められたとき。

イ その他不正行為があったとき。